

# 必読 75歳以上の方へ 長寿医療制度を再度ご案内します

(後期高齢者医療制度)

これまで、75歳以上（65歳以上で一定の障がいがあり制度に加入する方を含む）の方は、国民健康保険や健康保険組合、社会保険などの医療保険制度に加入しながら「老人保健」で医療を受けてきました。4月からは、加入していた「医療保険」を脱退し、高齢者だけの医療保険制度「長寿医療制度」に加入することになりました。

これまで … 国民健康保険や健康保険組合、社会保険などに加入しながら → 「老人保健」で医療を受ける  
4月から … 国民健康保険や健康保険組合、社会保険などを脱退して → 「長寿医療制度」に加入し医療を受ける

## 問1 「保険料」はどうなっているの？

答1 保険料は被保険者一人ひとりが負担することになります。  
加入していた保険の種類などによって保険料などが変わっています。

### ①これまで国民健康保険だった方

世帯主	これまで 世帯人数分の保険料を負担 被保険者均等割24,700円・世帯別平等割20,100円・所得割6.1%の合計額 4月から 被保険者均等割36,758円・所得割6.79%の合計額 ※国保と比べると、均等割+平等割の額よりも、長寿医療制度の均等割の方が安くなっていますが、所得割の率が国保と比べて高いため、所得の高い方は結果として国保よりも高くなる場合があります。
-----	--

世帯員	これまで 保険料を世帯主がまとめて負担 4月から 世帯主が負担していた保険料のうち、ご自身の分の保険料を負担
-----	---

### ②これまで被用者保険※の被保険者本人だった方

これまで 給料に応じて保険料を負担 4月から 所得割は、ご自身の基礎控除後の所得に一定の率を掛けた額と、人数割である被保険者均等割が導入されました。事業主負担がなくなるため、保険料の負担が増える場合もありますが、75歳以上の方は、公平に同じ基準で負担することになります。
--

### ③これまで被用者保険※の被扶養者だった方

これまで 個人としての負担はなし (保険料は0円) 4月から 新たに保険料を負担 ※2年間の軽減措置：急に負担が増えることのないよう、下記の措置があります。 4月～9月：保険料は無料 10月～翌年3月：保険料9割軽減 1割の負担 その後1年間は半額の負担
---

※被用者保険…社会保険（健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合など）

## 問2 同じ市に住んでいるのに、年金から保険料を天引きされる人・されない人がいるのはどういうことですか？

答2 年金から保険料を天引きされる方

年金額が年額18万円以上の方で、介護保険料と長寿医療制度の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えない方です。これまで、国民健康保険に加入していた方で、これらの要件に該当する方は、年金から天引きされます。

### ①これまで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の方

初めて保険料を払うことになりますので、急に負担が増えることがないよう、特例措置があります。  
4月～9月…保険料の負担がないため、原則10月から年金天引きされます。

### ②被用者保険の被保険者本人の方

事前に被扶養者の方と区別することができないので、原則、7月からは納付書等で金融機関等の窓口で払っていただき、10月からは年金天引きされます。

### ③制度の施行直前に被用者保険の被扶養者になった方

4月の年金から保険料を払っていただきますが、払っていただいた額のうち、平成20年度の保険料額を超えた分は還付します。